

○「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（国土交通省告示第1089号）
 により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について（平成28年12月20日付け国自安第185号、国自旅第306号）

※本文のみ

改 正	現 行
<p>制 定 平成 28 年 12 月 20 日 付 け 国 自 安 第 185 号 国 自 旅 第 306 号</p> <p><u>最終改正 令和 5 年 10 月 10 日 国 自 安 第 90 号</u> <u>国 自 旅 第 190 号</u></p> <p>(7) 輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況 （運転者、運行管理者、整備管理者それぞれに対する教育及び研修の直近事業年度における年間実施回数、<u>初任運転者に対して行う必要のある添乗による安全運転の実技指導については、実施日程、ルート、車種区分、実技指導の具体的な内容、添乗者の指導歴</u>）</p> <p><u>附 則（令和 5 年 10 月 10 日 付 け 国 自 安 第 90 号、国 自 旅 第 190 号）</u> 本通達は、令和 6 年 4 月 1 日 以 降 に 報 告 を 受 け る も の か ら 適 用 す る も の と す る。</p>	<p>制 定 平成 28 年 12 月 20 日 付 け 国 自 安 第 185 号 国 自 旅 第 306 号</p> <p>最終改正 平成 29 年 6 月 30 日 国 自 安 第 61 号 国 自 旅 第 70 号</p> <p>(7) 輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況 （運転者、運行管理者、整備管理者それぞれに対する教育及び研修の直近事業年度における年間実施回数）</p> <p><u>（新設）</u></p>